

# 医療放射線説明パネル運用規程

平成27年 8月30日 制定

## (目的)

第1条 この規程では、本会が管理し、貸出に供する医療放射線説明パネル（以下「パネル」という）の貸出について必要な事項を定める。

## (管理)

第2条 パネルは本会事務局（以下「事務局」という）で管理する。

## (利用者)

第3条 パネルの貸出を受けようとする者（以下「利用者」という）は、本会の会員に限られる。

## (申請)

第4条 利用者は、貸出希望日時、使用場所、使用目的を事務局に申請し承認を受けなければならない。

## (貸出方法)

第5条 利用者は事務局で直接借り受けるほか、宅配便を利用して貸出を受けることができる。

## (利用料金)

第6条 貸出は無料とする。ただし宅配便を利用する場合の送料は利用者の負担とする。

## (貸出期間)

第7条 パネルの貸出期間は使用日の前後7日間を越えない期間とする。

## (返却方法)

第8条 借り受けたパネルは貸出期間内に事務局に直接または宅配便を利用して返却するものとする。ただし宅配便の送料は利用者の負担とする。

## (利用者への損害賠償責任)

第9条 本会は、利用者または第三者がパネルの直接借り受けならびに直接返却において、自家用車等を利用した移動中の事故等の損害について賠償の責を負わない。

## (利用者の義務)

第10条 利用者は、借り受けたパネルの利用等にあたっては、その価値を減じることのないよう丁寧に取り扱いなければならない。

第11条 利用者は、本会より借用したことを表示または明記してパネルを使用し、本会活動の広報普及に努める。

## (弁償の義務)

第12条 利用者は紛失または破損等によって、借り受けたパネルを事務局に返却することができなくなり、価値を著しく損なうことになった場合は、弁償の義務を負うものとする。

## (利用の停止)

第13条 利用者が次の項目に該当する行為をした場合は、以降のパネルの貸出を断ることができる。

(1)パネルを第三者の転貸ししたとき

- (2)この貸出規程を遵守しなかったとき
- (3)遅延返却を繰り返し行ったとき
- (4)営利行為を目的としてパネルを使用したとき
- (5)その他適当でないと認めるとき

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、平成27年8月30日より施行する。